



作成日 2010/08/09
改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	マルチペースト(旧マルチベース) 硬化剤(GHS)
製品コード	CE-F02-1261
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約 GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分外
健康有害性	急性毒性(経口) 区分外 急性毒性(経皮) 区分外 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分外 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1 皮膚感作性 区分1
環境有害性	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器) 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H318 重篤な眼の損傷
H371 呼吸器の障害のおそれ
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き 予防策

眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

対応

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)

保管 廃棄

換気の良い場所で保管すること。(P403)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
変性脂肪族ポリアミン	13~18%	不明			57214-10-5
メタ-キシリレンジアミン	<1.0%	C8H12N2	(3)- 308,(3)- 2888	公表	1477-55-0
水	75~85%	H2O			7732-18-5

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及びメタ-キシリレンジアミン(法令指定番号:555) 第18条の2第1号、第2号別表第9)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師に連絡すること。

特別な処置が必要である。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

多量の水と石鹼で洗うこと。

直ちに医師に連絡すること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

水と石鹼で洗うこと。

特別な処置が必要である。

皮膚を速やかに洗浄すること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

直ちに医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

消火剤

泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂

使ってはならない消火剤

水。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

作業の際には必ず保護具(手袋、保護眼鏡等)を着用する。必要に応じて有機ガス用防毒マスク等を着用する。

環境に対する注意事項

漏出防止の処置をする。製品が下水、河川、海域へ流出しないように処置する。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材

少量の液体の場合、パーミキュライト、砂、土等不燃材料に吸収させ、空容器に回収する。後で廃棄処理する。

大量流出: 流出を止め、直ちにこぼれた製品を収集し、適切な方法で洗浄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策 安全取扱注意事項	情報なし 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 換気の良い場所で取り扱うこと。
保管	安全な保管条件 安全な容器包装材	保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用する。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 最初の容器内でのみ保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
メターキシリレンジアミン	未設定	未設定	STEL C 0.1mg/m3 (Skin)

設備対策 保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	局所排気装置を設置する。 有機溶剤用防毒マスクを使用すること。 耐有機溶剤用保護手袋 保護眼鏡/顔面保護具を着用する。 長袖作業衣
-------------	---	---

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態 形状 色	液体 液体 褐色
臭い		アミン臭
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		データなし
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	データなし データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1.02
溶解度		水に可溶
n-オクタノール/水分分配係数		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常取り扱いにおいて安定である。
危険有害反応可能性	通常取り扱いにおいて安定である。
避けるべき条件	高温、火気、スパーク。
混触危険物質	アルカリ、酸化剤。
危険有害な分解生成物	知見なし。

11. 有害性情報

メタ-キシリレンジアミンとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入:粉じん、
ミスト)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ラットLD50=693mg/kg
ウサギLD50値=2000mg/kg
ラットLC50=0.8mg/L/4h

モルモットで腐食性の報告がある。
ラットの皮膚への適用で3分後に皮下出血、5分後には壊死が認められ、60分後に6匹全例に皮膚の紅斑、浮腫、出血、壊死が認められたとの記述がある。
マウスへの皮膚適用により60分以内に出血、壊死が認められている。
モルモット:皮膚感作性あり
モルモット:皮膚感作性あり
体細胞in vivo小核試験:陰性
ラットを用いた経口投与生殖毒性試験において親動物に一般毒性が認められる用量でも生殖毒性は認められなかった。
ラット吸入暴露試験において呼吸器への影響認められている。

呼吸器感作性
皮膚感作性
生殖細胞変異原性
生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

12. 環境影響情報

メタ-キシリレンジアミンとして

水生環境有害性(急性)
水生環境有害性(長期間)

藻類(セネデスムス)72h-ErC50=14mg/L
生物蓄積性が低い(BCF<2.7)
急速分解性がない(BODによる分解度:22%)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報
UN No.
Proper Shipping Class
Marine Pollutant
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code

IMOの規定に従う。
2735
POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S.
8
Not applicable
Not applicable

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.
Proper Shipping Class

2735
POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S.
8

国内規制

陸上規制
海上規制情報

該当しない
船舶安全法の規定に従う。

国連番号	2735
品名	ポリアミン類(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
国連分類	8
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2735
品名	ポリアミン類(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
国連分類	8

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

消防法

非危険物

海洋汚染防止法

有害でない物質(施行令別表第1の2)

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第1の16の項

船舶安全法

腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)

特定有害廃棄物輸出入
 規制法(バーゼル法)

16. その他の情報

記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。